

(個人情報)の利用停止義務)

第25条の6 実施機関は、利用停止請求があった場合において当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(利用停止請求に対する決定等)

第25条の7 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、利用停止請求書がその事務所に到達した日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第25条の5第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求をした者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求をした者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 第19条第5項の規定は、第1項の決定について準用する。この場合において、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。

第26条第1項各号列記以外の部分中「又は訂正請求」を「訂正請求又は利用停止請求」に改め、同項第3号中「前条第1項」を「第25条第1項又は前条第1項」に、「訂正請求と同一の内容で訂正」を「訂正請求又は利用停止請求と同一の内容で訂正し、又は利用停止」に、「取り消し」を「取り消し、」に改める。

第27条第2号中「(開示請求者)」を、「訂正請求をした者又は利用停止請求をした者(これらの者)」に改める。

第29条及び第30条を次のように改める。

第29条及び第30条 削除

第32条第4項中「訂正請求」の次に「若しくは利用停止請求」を加え、「第25条」を「第25条の7」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第2節(第23条から第25条までを除く。)」を「第14条から第22条まで」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第20条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第32条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2節(第31条を除く。)の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。

第32条に次の2項を加える。

7 他の法令等の規定により自己情報の訂正をすることができる場合には、第23条から第25条の3までの規定は、適用しない。

8 他の法令等の規定により自己情報の利用停止をすることができる場合には、第25条の4から第25条の7までの規定は、適用しない。

第36条中「若しくは訂正請求」を「訂正請求又は利用停止請求」に改め、「又は是正の申出」を削る。

第42条を第43条とし、第41条を第42条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第41条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 第35条第5項又は第36条第2項の規定により準用される第35条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、